

## 徳島県 介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業補助金 FAQ

### 1. 補助対象事業所・施設について

	質 問	回 答
1	介護予防サービスや介護予防・日常生活支援総合事業は補助対象になりますか。	補助対象になりません。
2	介護保険法による医療系サービスのみなし指定事業所は対象ですか。	補助対象になります。ただし、実績算定期間から申請時点までに介護保険の利用実績がない（介護報酬の請求実績がない）場合は、サービスの提供実績がないものと判断し、対象外となります。
3	休止中の施設・事業所は補助対象になりますか。	原則として対象外ですが、申請時点で事業を再開している場合は対象となります。
4	同一法人が同じ所在地で、訪問介護と通所介護など複数のサービスを実施している場合、それぞれが対象になりますか。	指定サービスごとに、それぞれの事業所が対象になります。
5	施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、その利用者分は補助対象になりますか。	空床利用の場合、元の施設に対して定員数に応じた補助が行われるため、空床利用の利用者分としての補助対象にはなりません。（併設型の短期入所であれば対象となります）。
6	本社（法人本部）が徳島県外にありますが、県内の事業所は申請できますか。	本社が県外であっても、徳島県内に所在する事業所・施設であれば補助対象となります。
7	有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は対象になりますか。	特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合は、補助対象になりません。補助対象となる施設種別は別表1をご確認ください。
8	認知症対応型グループホームは「介護施設等に対する支援（食材料費）」の対象になりますか。	食料品購入費等補助については対象外です。介護事業所等に対する支援（設備・備品等）の方で申請してください。

## 2. 定員・実績の基準日について

	質 問	回 答
9	施設の「定員数」を判断する基準日はいつですか。	令和7年4月1日時点の定員数となります。
10	訪問介護や通所介護などの「1月あたりの延べ利用者数・訪問回数」は、いつの期間の実績で計算しますか。	令和7年4月から9月までの平均値で算定してください。
11	介護事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受けている場合、共生型の利用者は延べ利用者数の算定に含まれますか。	算定には含まれません。

## 3. 対象経費について（全般・期間）

	質 問	回 答
12	いつからいつまでに発生した経費が補助の対象となりますか。	予算成立後の令和7年12月19日以降に購入・発生（支出）した経費が対象となります。それ以前に購入や契約が行われたものは対象外となりますのでご注意ください。
13	介護報酬等や他の補助金と重複して受給できる経費はありますか。	介護報酬や他の国庫補助金等で措置されている経費は対象外です。重複は不可であり、かかり増し経費や実費負担分が対象となります。
14	消費税は対象経費に含めて申請しますか。	申請法人が消費税の納税義務者である場合（簡易課税事業者を除く）仕入に係る消費税等相当額を申請額から減額してください。申請時に額が明らかでない場合は含めてください。（No.36参照） ※仕入に係る消費税等相当額は、税の申告において「仕入控除税額」として差し引くことができる金額です。

## 4. 対象経費について（介護事業所等向け：設備・備品等）

	質 問	回 答
15	どのような経費が対象になりますか。	猛暑などの気候変動や災害発生時においても介護サービスを継続するために必要な、移動のための経費や生活環境改善、災害備蓄への対応等に必要な経費が対象となります。

16	通常の電気代や燃料代も対象になりますか。	通常時の冷暖房に必要な電気代や燃料費等も、対象経費として申請して差し支えありません。
17	備品購入費に上限額はありますか。	資産形成の支援を目的とするものではないため、単価50万円以上の物品は対象外となります。
18	パソコンやスマートフォンの購入は対象になりますか。	購入目的が介護サービスの円滑な継続という補助事業の趣旨に合うものであり、かつ単価50万円未満のものであれば対象となります。 (30万円以上の物品は財産処分の制限の対象となります)
19	送迎用車両の購入費やリース代、建物の賃借料は対象になりますか。	車両の購入は資産形成に該当するため対象外です。また、リースに係る経費や建物の賃借料についても、本補助金の趣旨(物品等の購入補助)にそぐわないため対象外となります。
20	災害備蓄品を購入した場合、賞味期限等の関係から平時に消費(ローリングストック)してもよいですか。	平時に使用・消費していただいて問題ありません。
21	備品の購入時にかかる設置工事費や送料、タイヤの交換工賃などは対象になりますか。	備品の購入に直接付随する送料やスタッドレスタイヤ等の交換工賃については、一括して対象経費に含めて差し支えありませんが、設置工事費は対象となりません。

#### 5. 対象経費について(介護施設等向け：食材料費)

	質 問	回 答
22	食材料費の補助では、どのような経費が対象になりますか。	施設における食事提供に必要な食材料費のほか、食事の準備を外注している場合の委託費などが対象となります。
23	対象となる経費は物価高騰分(昨年の価格との差額)のみですか。	物価上昇分のみではなく、購入費全体が補助対象となります。
24	施設職員が調理している場合、その調理職員の人件費(労務費)は対象になりますか。	食材料費等を補助対象としているため、施設職員の賃金等に充てることはできません。(食事の準備を委託している場合の委託料であれば対象となります。)
25	利用者から食費を徴収していますが、購入費から利用者負担額分を差し引いて申請する必要はありますか。	本事業はサービス継続のための経費を事業所・施設に補助するものであるため、利用者負担額を差し引いて計算する必要はありません。

## 6. 申請手続きについて

	質 問	回 答
26	申請は事業所ごとに個別で行うのですか。	申請は法人単位で行います。専用の「事業所・施設別申請額一覧（様式1-2）」に法人内の対象事業所をまとめて記載し、申請してください。
27	介護事業所等に対する支援（備品等）と介護施設等に対する支援（食材料費）の両方の対象となる施設ですが、同時に申請できますか。	基準単価を超えない範囲で、1つの事業所または施設に対して両方の経費を同時に申請することが可能です。
28	補助金は複数回に分けて申請できますか。	補助は、1つの事業所又は施設当たり1回を想定しています。必要な経費をまとめて申請してください。法人としては複数回に分けての申請が可能です。
29	申請時に見積書の提出は必要ですか。	申請時の見積書の提出は不要です。ただし、事業完了後に実績報告を行う際、領収書や契約書の写しなど、対象経費の内容と支出金額が確認できる証拠書類の提出が必要となりますので、事業所において確実に保管しておいてください。
30	申請額が補助上限額（基準単価）を超える場合はどうすればよいですか。	補助上限額を超えて所要額を計上することは可能ですが、上限を超過する部分の金額については法人（事業所）の自己負担となります。
31	算出された補助額に1,000円未満の端数が出た場合はどうなりますか。	基準単価と対象経費を比較して少ない方の額を上限としますが、千円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てた額が補助額となります。

## 7. 交付決定・変更について

	質 問	回 答
32	交付決定後に購入する品目や金額に変更が生じた場合はどうすればよいですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品目の変更は「軽微な変更」を除き、理由書を添えて変更承認申請書（様式第2号）の提出が必要です。</li> <li>・補助対象経費が物価上昇等により申請後に増えた場合、増加分は自己負担となります。変更承認申請は必要ありません。</li> <li>・金額が交付決定額よりも下がる場合は変更承認申請が必要です。</li> <li>・補助対象経費の区分相互間における金額変更は、20パーセントを超える場合、変更承認申請が必要です。</li> </ul>

8. 実績報告・支払い・その他

	質 問	回 答
33	実績報告はいつまでに提出する必要がありますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 補助事業の完了（廃止）の日から起算して30日を経過した日（交付決定日前に事業が完了している場合は交付決定日から起算して30日を経過した日）</li> <li>• 令和8年8月31日</li> </ul> のうちいずれか早い期日までに提出してください。
34	実績報告書には何を添付する必要がありますか。	申請時に見積書の提出を省略しているため、実績報告時には、対象経費の内容と支出金額が客観的に確認できる領収書、納品書、請求書、契約書などの写しを必ず添付してご提出ください。
35	領収書等の証拠書類はいつまで保管する必要がありますか。	補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管してください。ただし、事業により取得した単価30万円以上の財産がある場合は、財産処分が完了する日までなど、さらに長期間の保管が必要になります。
36	仕入に係る消費税等相当額を減額せずに申請及び実績報告をしましたが、その後の確定申告で消費税の仕入控除が確定しました。手続きは必要ですか。	はい、実績報告書の提出後に仕入に係る消費税等相当額が確定した場合は、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに様式第5号により報告し、県からの返還命令に従って控除額分の返還手続きを行う必要があります。
37	交付決定が取り消されることはありますか。	偽りや不正の手段により補助金を受けた場合や、申請要件に該当しない事実が発覚した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、返還を命じることがあります。